

障害者活躍推進計画

機関名	京築広域圏消防本部
任命権者	京築広域圏消防本部 消防長
計画期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）
京築広域圏消防本部における障害者雇用に関する課題	当本部は、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に規定する除外職員であり、これまでに障害者に限定した募集・採用は行っていない。今後、中途障害者となる職員が在籍することも考えられるが、これまで組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
採用に関する目標	障害者雇用に関する理解の促進
定着に関する目標	なし（障害者が在籍する場合は定着状況を把握予定）
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	<ul style="list-style-type: none"> ○人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。